

令和3年度第3回公立大学法人長野県立大学評価委員会

日 時：令和3年9月1日（水）

10時00分～12時38分

場 所：県庁議会棟 403 会議室

公正な評価のため、評価に関わる部分の発言は●●委員と表記しています。

1 開 会

○村上課長

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、「令和3年度第3回公立大学法人長野県立大学評価委員会」を開会いたします。私は、事務局の高等教育振興課の村上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席者でございますが、伊藤委員、沼尾委員がウェブで参加いただいております。委員全員の皆様の御出席となっております。

資料について簡単に御説明いたします。今日は最後の評価委員会ということで、資料1から資料3までは、評価結果報告書の3点セットということになりますが、その素案をお示ししてございます。それから、後ほど参考意見書のところで議論をする際に使用させていただきますが、参考意見書に掲載するもののうち、幾つかを参考意見書案に関する委員長のお考えということで資料をまとめさせていただいております。それが資料4でございます。それから、今日は、法人から私ども委員会の案に対して意見をもらっております。この意見に対する対応について御議論いただく、これが中心になろうかと思っております。それを資料5でお示ししてございます。資料については以上でございます。

それでは、議事の進行を山沢委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

2 協議事項

公立大学法人長野県立大学の令和2年度（2020年度）業務実績の評価について

○山沢委員長

おはようございます。皆様御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、7月29日に開かれました第2回に続きまして、第3回の評価委員会ということになります。今、村上課長からお話ございましたように、評価結果報告書の3点セット、資料1、2、3について御確認をいただきまして、御意見を頂戴して決定ができたかと思っております。

評価委員会としてのコメントにつきましては、8月17日までということで、意見を照会させていただきました。皆さん、本当にお忙しい中御執筆をいただきましてありがとうございます。

資料1、2、3の議論に入ります前に、ただいま御説明がありました資料5を見ていた

だけますか。法人からの評価結果に関する意見として届いたものでございます。私も取り急ぎ目を通しまして、案に対して考え方を、あるいは申し出に対してどう対応するかということを書きましたのが、一番右側の欄に入れてございます。「委員長(案)」となっておりますところでございます。これを中心に、本日は御議論いただくということでございます。

例年そうでございますが、この法人からの申し出というのは、実施要領の3の評価結果の決定手順に基づきまして、評価書の原案に対する意見の申し出の機会を付与したところでございます。同実施要領の3-3には、法人から意見の申し出がある場合には、当該意見について検討を行うことになっております。そこで、委員の皆様は御検討をお願いするということでございます。

法人の意見は3種類に分かれております。御覧ください。一つが、評価そのものに対する考え方、少項目別評価に対する意見ということで、1ページから4ページまで。それから、評価コメントに対する意見ということで、コメントに対してこういうふうを考えるのはどうかということでございます。それが5ページから8ページまで。それから、9ページ、10ページというのは、参考意見への掲載に関する法人のお考えということで、三つに分かれております。

法人から出ました意見については、先ほどから申していますように、一番右端の欄に、いろいろ読んで考えて、私としてはこう対応したらどうかということを書きました。ちょっと見ていただきますと、1ページ、小項目27、大学院の設置は、私どもとしてはaと評価したのですが、これをsに変更する考えにも重きを置かなければいけないかなということで、今回一応sということで御提案して御議論いただくと考えております。

2ページに参りまして、小項目の60、海外プログラムですが、これは評価は変更しないつもりでございます。コメント欄を変えているということで、太字で書いてございます。

それから、小項目69、これはbの評価ですが、1段階上げる、元に戻すわけですが、aもありかなということで、これも御議論いただくということでございます。

次の4ページ、最後ですが、小項目の危機管理については、評価は変更しないということです。

この点は、非常に評価そのものに関して大きいことでございますので、資料2にも、そこはすぐつながるわけです。そういうことで、御議論を早速始めたいと思います。

まず、資料2の16ページ、評価項目27、大学院の評価です。これについては、今見ていただいている資料では前のおりでありまして、法人の自己評価はsで、第2回までの評価委員会の結果はaとしているわけです。それに対して資料5の1ページの法人意見の内容ということで、特に下線が引いてありますが、こういうふうなことを考えているということでございます。要は、既定路線の中で粛々と努力をしていただければそれでいいのではないかと考えて、私もそういう考え方を思っておりましたので、これはsというよりaだろうと考えております。

ところが聞いてみますと、事務局としても、比較的いろいろと準備をさせたという点もでございます点で、長野県全体としてこの大学院を設置していくんだというムーブメントの中で、県立大の法人当局はしっかりやってきたと考えて、aからsに変更してもやむを得ないかなと、私は最近思うようになりました。

ただ、一つ学生の立場から言わせていただきますと、こういう大学院の設置というのは、大学ができたときから大学院に行ってさらに学びたいという学生はかなりいるわけでございまして、そういう学生に対して3年生の終わりぐらいになるまで、できるかできないか分からない、どういう大学院になるかも分からないというふうに置いておいたというのは、非常に問題があると思います。もちろん、法人の努力は大いに認めますが、学生の立場からするとどうかと思ひまして、実はaとしていたわけでございます。

そういう学生の立場ばかりではなくて、大学全体として県立大の大学院が今後も充実していくということを考えると、もちろん県の支援も当たり前ですが大切になってくるわけですので、sの評価に変更するということもありかということで、変更の提案を資料5ではしておるわけでございます。

御意見をお願いいたします。どうぞ御遠慮なく、御発言ください。

○●●委員

既定路線というか、年度計画に従って粛々と達成したことをどう評価するかということですが、今の御説明でいろいろ事務局の御努力も理解しました。この書き方ですが、sの評価としていいと思いますが、評価するのが大学院設置そのものを評価するのであって、そのプロセスを評価するのではないです。コメント欄に書かれたようなことの後に、学長と理事長が設置についてコメントを発しています。それを受けて、長野県の知の拠点としてシンクタンク機能を果たし、より高度な専門性と倫理観を備えた人材を輩出する大学院を開設するというような、大学院を設置する目的・趣旨がよく分かりますし、そこに書かれたことが実現するのはすばらしいことなので、それに向けて、大学院を開設することを期待するというような文章をつけ加えてs評価にしてはどうかと思ひました。

○山沢委員長

ただいま●●委員から、委員長提案に対する応援をいただきました。ありがとうございます。学長、理事長が決まった後に声明を出して決意表明をしております、県立大学の大学院の設置に当たっては、この大学院が将来県のシンクタンク、県だけではなくて地方行政全て、その学術的な礎となる方向に向かいたいということを、今コメントが書いてあるところの下に決意表明も入れるということで、sに変更してもいいだろうというお話でございます。

ほかに御意見がございましたらどうぞ。●●委員、どうぞ。

○●●委員

これはむしろ、基本構想を県に提案して、それが認可の申請に至ったかどうかというプロセス論よりは、つまり申請するに当たってどういう大学院をつかっていくのかということと、これを丁寧に大学の側として準備したのかどうかということが非常に問われるのではないかと思ひています。

今回のsかaかという話は、今回の評価委員会のコメントが、恐らく業務が定められた手続に沿って進めるものだという判断だったからということところが、いやいや、そんな定められた手続ではなくて、いろいろやり取りもあって、県との関係でいろいろあったんだよ

ということは分かるんですけども、大事なことは、つまり大学院設置に向けて、どういう準備をしてきたのかというところで、やはり当初、県に提案するに当たって想定された以上の学内のこれからの受入体制やスタッフの話なども含めて、aをsにするだけのものがあったのかどうかというところが問われるのかなと私としては思ったところがあります。

先ほど委員長のほうからも、本来学部学生の進学ということを考えたら、この時期がそもそも妥当だったのかというお話もあって、私も全くそのとおりでと思いますし、そのあたりのところを含めて、つまりaをsにするだけの追加的な御準備がどの程度図られてきたのかというところが、私にはちょっと見えませんでした。

今回の御指摘で、評価委員会のコメントも手続に沿って進めるものだという判断からというところを書き換えるということはそのとおりで、つまりそれだけ丁寧に準備をされたというところは積極的に評価していいかと思うんですが、つまりそれをsにするというところについては、ちょっと今ひとつぴんと来ていないところがあります。

ただ、それほどこだわるものでもないので、皆さんが、やはり当初の計画より上乘せしてこれだけ進めたというところを積極的に評価したいということであるならば、それもやむなしのかなと思うんですけども、議論の本質なのかなというところがちょっと気になりました。以上でございます。

○山沢委員長

ありがとうございます。

ただいまの●●委員の意見は本質論でございまして、ちょっと長いコメントになりますが、その最初のところに、こういうことに資する大学院をつくるというそういう内容を常に持ってきたと。その内容を県と十分に協議を重ねて県議会を説得するという風なイメージで書いて、認可申請が決まったことによって、理事長、学長は、こういう風な将来役立つ大学院をつくりますと言っているということを認めてsとするということではいかがでしょうか。少し長くなりますが。

●●委員、どうぞ。

○●●委員

疎いので、分からないところを少し教えていただければと思うのですが、来年4月から大学院が開学して学生が大学院に進学するというふうになるなら、実は本年度から学生側は用意しなければいけないわけですね、来年4月に大学院が開学ということは。そのスケジュール感からいったときに、今年3月に認可申請を行ったということがsに値するのか。いわば学生が自分の研究を大学院でもできるんだという希望を持ってゼミ選択をし、自分の研究内容をどう考えていくか、先ほどの知の拠点にこの大学がなっていくんだというときのスケジュール感からいって、今年3月3日の認可申請というのは、非常に短時間で、学生にもちゃんと納得できるように進んでいるスケジュール感と考えていいのかどうか。

「大学院ができるんだ」と思ったときにはもう4年生で、自分の研究と進路のことを、本当だったら就活のことをいうと2月、3月には翌年が始まっていて、自分の将来を決める

のは3年生で既に始まっているので、その3年生が卒業するかしないかみたいところで、4年生になるかならないかというところでの認可申請というのは、知事の表明というのはあるにせよ、大学院の基本設置の構想そのものが、学生の研究目的や大学の設置目的に合ったスケジュールなのかが分からないんですが、そのあたりを教えていただいでよろしいでしょうか。

○山沢委員長

私の考えですが、全くそのとおりで、これでは遅いですね。ただ、少し評価を離れますが、普通大学院に行ってもう少し勉強しようという2年生ぐらいから決めますから、そのときにどういう大学院なのかというのは知りたいですね。3年生に入ると、もうインターンシップも入りまして、さて、どっちにしようかというのが普通なので、遅くとも、3年生に入ったときには、自分のところの大学院はこうなっているのだというのは知りたいと思います。そういう意味では、これは1年ぐらい遅れていると。私はもう全部退職してしまいましたから勝手なことを言わせてもらいますと、1年ぐらい遅れているというイメージでございます。

ここからは私の想像ですが、多分、誰に聞いてもそうだとは言わないと思いますが、どちらかというと、社会人の大学院生をかなり最初は考えた。そのとおりだと思うんですね。確かに社会人をいっぱい入れてほしいという大学だと思います。専攻もそういうふうにできていますから。そういうことで、ちょっとのんびり構えていたのかなということがあります。通常の大学からすると、非常に御指摘のとおり、学生の気持ちを考えるととてもイライラしたのではないかと思います。

○●●委員

今出たお話を伺って、スケジュール感は分かりました。そうすると、箱はつくったけれども中身についての検討が不十分であるということならば、つまり、県立大学の大学院が何を目指した大学院として構想を組み立てているのかというところが、今のお話でいうと曖昧であると。これだけ資料を読み込んできた私たちですら、この大学院は誰を対象に何を目指している大学院なのかよく分からないけれども、取りあえず認可は下りたから器はできたのねというところが、器をつくるのにこういう風に頑張ったのでsですというお話なのか、先ほどの●●委員のお話にあるように、器をつくることに対してはすごく頑張ったということはあっても、基本的に誰を対象に何をしようとしているのかが今ひとつはっきりしないということですね。

○●●委員

大学の構想案をお読みになったと思うんですが、そこに設置の趣旨や必要性が書かれているんですね。僕は、これが実現できればすばらしいと思うんですが、そこには、今言われたリカレント教育の必要性とか、県内での起業人材の必要性とか、事業承継社の育成の必要性とか、県内企業の人材確保の必要性とか、公民連携人材の育成の必要性とか、これを掲げてこういう教育をしてこういう人材を輩出するんだということが書かれているんですね。

これは学部ではできない話で、やはりもっと専門的な大学の教育が必要ではないかという事で、そういうことを考えて設置することは、僕は、未来に向かって希望のある大学院の構想だろうと評価したんですが、それではいかなのでしょうか。

○●●委員

単純にsに戻す必要があるのかという意味から言うと、別にaでいいんじゃないかなと思います。

○●●委員

これは分からないですけども、文科省の認可基準というのは厳しいんですか。クリアするというのは大変なことではないかと思うんですけども。

○山沢委員長

大変なことですね。

○●●委員

それがクリアできたということは評価に加えてもいいのでは。あとは中身の問題で、これからつくるといふ。

○山沢委員長

構想案を見ますと、長野県がつくる大学院としては、非常にいい大学院だと評価できると思います。内容はいいんですけども、この中期計画というのは、大学院の基本構想を県へ提案して、提案するだけではなくて、それを認めさせて大学院を設置するところまでやらないと意味がないわけですから、そういうふうに事務的な手続も全部入るんですね。法人の努力も、学術的な目的を達成するための努力、それと、大学院を設置して運営していくという努力、その両方を見なければいけないのですが、どうでしょうか。御賛同は得られませんか。

○●●委員

でも、基本的な法人の策定の年度計画は、基本構想の県への提案ですので、大きく言えば、今までもこの中期計画そのものの設定が、本当に今のお話のように、大学院の設置の認可申請まで中計に組み込むべきだったんだろうと思いますが、当初設定されている法人の基本構想を県への提出というところについては、それを越えた形でスピード感を持って進めたというところはあるとは思いますが。

○山沢委員長

●●委員、御意見を。

○●●委員

これは、要するに設置するという事は前から決まっていたんですね、設置するという

ことは、目標にあるんだから当然決まっていた。その事前交渉を一生懸命県とやって、そこで県議会で知事が表明した。それから短期間に申請までこぎつけるということで、どこを評価するかですね。早くやったということの評価するのちよっとその辺はよく分からないですね。早くやったのかどうかよく分からない。手続の期間なんかは評価もできないから、早くやったと言うのなら、sでもいいんじゃないかと思うけれども。

○山沢委員長

私たち評価委員会の事務方から見ても、短期間で教育過程の詳細や教員体制などの検討をきちんと行って、さらに入学や採用ニーズの調査も行っていると。そこは評価してもいいのではないかと事務方が言っていますので、そこはなるほどそうかと。

○●●委員

知事を説得して、知事が表明するまでのことですね。知事が表明してしまったらもうやるのだから、あとは事務をやっているだけで、それを早くやったということで、それをどうやって評価するかということだと思ってしまうけれども。表明するまでが大変だったということですね。

○山沢委員長

大変なのを克服しただけではsにはならないですね。内容のいい構想であるというのは私も認めます。それを議会レベルでもきちんと分かるように証拠も付けて説明するような資料をそろえて説得したということは、確かに物凄く努力したのだろうということで、正直なところしょうがないかなと思っっているんですが。

●●委員、法人が考えた大学院構想は非常にしっかりしていると。それを実現することとは、やはり長野県にとっても、地方自治体にとっても非常に有用なことにつながると、そういうことも分かっている、きちんと県議会を説得できるような資料を早急につくって準備を行ったという件、そして、それを受けて理事長、学長が、長野県立大学の大学院の設置意義をきちんと認めて、その意義を持っている影響の大きさを考慮した上で、これから運営をしていくと考えている点の評価したいということで、sでいかがでしょうか。

○●●委員

ここで大切なのは、実際の大学院に入学したいと思っている学生や、これからどう運営していくかという方々に対して、きちんとこのメッセージが届いていくことではないかと思えます。今はどちらを向いてコメントを出しているのかと思うので、県民の方々から見れば、先ほど先生のおっしゃるとおり「1年遅いんじゃないのか」「本当は行きたかったのに」というような方もいるかもしれないので、そういうところも含めたメッセージを、しっかりと大学院の設置ということに対する考え方について、時期も含めて、こういう考えの下で運営していくんだという、掲げた人材像も含めて、このコメントが、ある意味県民に向けてのコメントじゃなくて、あなたたちが言うなら仕方ないよねという話だったらちょっとそれは寂しいコメントかなと思うので、そこも含んでいただいて、頑張ってくださいということで。

○山沢委員長

●●委員、どうぞ。

○●●委員

私も、これは誰のためにsにするんだろうというのがすごく気になっています。つまり、この評価結果を県民の方が見たときに、これだけ遅れている時期に出しているもので、でも、全体の計画よりは先に頑張ったという、県や議会との関係でsだというのは、どういうメッセージになってしまうんだろうというのがとても気になります。

○山沢委員長

それで、そのコメントの最後のところに、理事長、学長はきちんとした大学院運営を今後していきますという声明を出しているわけで、それも入れて、県民に対して、設置の構想案の実施についてはいろいろ遅れもあったけれども、できたからにはしっかりやりますと、おかげさまでできましたのでしっかりやりますということが県民に伝わればいいとお考えいただけますか。何とぞよろしくお願いします。

では、コメントのところは私も精査しますので、もし私が判断に困ることがありましたら、コメント案を皆さんにお送りしますので、すぐお返事をいただくということも一つ視野に入れて、ここはaからsに変更させていただきます。

次は資料5の2ページに参ります。小項目60を御覧ください。資料2の37ページ、海外プログラムの話です。資料5の2ページの真ん中の「法人意見の内容」の下線の部分、「法人の責任でない環境変化のもと実施できなかった状況の中で、それに対応するために最大限の努力を行い、成果をあげることができたとの認識」だと、そのとおりです。その次の下線、「実施条件や時期を検討・受入先大学と調整した結果、時期を令和3年度にずらして実施できる運びとなったことも成果」だと言っています。「『コロナ禍でやむを得ないとはいえ、グローバルマネジメント学科及びこども学科では実施できなかった』との表現は、誤りであり、評価を下げる根拠になりうるものでもないため、コメントの削除を求めるとともに、自己評価のとおりs評価が妥当」と言っているわけです。

でも、ここの大学の幾つか持っている特徴の中で、海外プログラムを実施するというのは大きな目玉になっているわけです。それがこういうふうなコロナのことでできなかった、海外に行っていないから実施はしていないわけです。ただ、オンライン形式でそれに匹敵するようなことをいろいろ考えておやりになっていて、そこは我々も認めているわけです。そうやって一生懸命いろいろ努力して、代替の講義や来年は行きますと決めたことは、私はaでいいのではないかということで、ここは無視をして、ただ、2ページの一番右に太字で書いてありますが、「オンライン形式による海外プログラムの準備と実施に努力された点は評価するが、海外プログラムは県立大学の看板カリキュラムであるため、海外渡航による実習の代替としてのオンライン研修と位置づけて、法人の自己評価より低いa評価とした。今後は、オンラインの普及で海外との連携がとりやすくなった環境を活用し、海外大学の講師による授業や学生・企業等との交流プログラムの構築など、具体的な取組がさらに進むことを期待する」というコメントで、評価は変えないとしたいと思いますが、

いかがでしょうか。よろしいですね。

○●●委員

大学は、来年実施するという事になると、2 学年を受け入れる体制をつくったということの評価してくれと言っていますね。それはそれには値すると思いますが、評価を下げたというより、a 評価にしたということで、法人の評価を下げているのではなくて、よく対応したという評価ですね。

○山沢委員長

そうですね。よろしいですね。ありがとうございます。

次は、資料4の3 ページ、小項目69、資料2では42 ページの上のほうです。「監事や県による前年度の監査結果と、その大学運営への反映状況を公表する」ということです。言ってきているのは、「評価委員会の評価は監査ではないため、本項目の評価を下げる根拠になりうるものではないことから、自己評価のとおり、a 評価が適当と考えます。なお、地方独立行政法人法上も評価委員会の事務に『監査』との表現は使われておりません」ということです。

ここで大学が言っている文章を見てお分かりのように、法人の年度計画としては、監事や県による前年度の監査結果ということで、評価委員会の評価は監査ではないから、そういう点からしても本項目の評価を下げる根拠になりうるものとは考えられないということです。

○●●委員

これは、評価を変えることについては大反対です。大学側に対して猛省を求めます。評価委員会の評価は監査ではないからこの年度計画、それから中期計画にいう監査が当たらないという言い方を彼らはしていますが、そうではなくて、地方独立行政法人法の定め違反しているんです。その認識がまったくない。中期計画の問題ではないんです。年度計画に対してどうこう言っているのではないのです。法令違反を彼らはしていたということなんです。その認識が全くない。それを改めてもらいたい。

だから、私が彼らに言ったことは、足りないんですね。評価結果の大学運営の反映状況の公表は、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に資する観点から法令を順守し、速やかに公表されたいと。これは違反しているということをはっきり言ってやらないと、彼らは理解していないんですよ。こんなことを言うなんて、とんでもない話です。

何回言っても分からないということは、法令違反ということが伝わっていないんですね。重大な法令違反をしているわけです。そして監事の監査、業務監査が適正だ、そんなことは認識の隔たりです。自分たちはやるべきことをやっているなんて、とんでもない話です。何回もここへ挙げているけれども、彼らに伝わっていないのは、彼らがこの席に毎回出席していないからなんですね。我々の言っている意味が通じていない。断固としてここは、法令違反を改善すると、強く表現を変えて言わないと彼らは分からないと思います。

○山沢委員長

事務的には、法令違反という根拠は。

○●●委員

ありますよ。地方独立行政法人法にちゃんと書いてあります。法人は公表しろと。前にもこれは言いましたよね。その根拠条文は、第78条の2の7項です。「第29条の規定は、第1項の評価を受けた公立大学法人について準用する」、この準用規定は、29条の規定ですけれども、「評価結果の反映状況を公表しろ」と書いてあります。

それをやってこなかったことを、事務方というか、設置の事務方に指摘して改めさせなかったという責任もあると思います。だから、法令違反という認識がないんですよ。単なる年度計画という問題じゃないんです。

○山沢委員長

事務方にお聞きしたいんですが、今、生駒委員がおっしゃっているのは、地方独立行政法人法の第29条、第78条の2の第7項では、設立団体及び公立大学法人に評価の結果を云々と書いてあるけれども……。

○●●委員

反映状況を義務づけるんですよ。29条は、「評価の結果の取扱い等」という書き出しで、「当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない」と書いてあります。

○山沢委員長

大学側は、この29条で書いてある評価の結果を反映するという評価の結果というのを、監事や県による前年度の監査結果と捉えているんですね。

○●●委員

その文言にとらわれているからいけないんです。条文の法令を守れと言いたいんです。法令違反をしていると私どもは言っているんです。

○事務局

●●先生の御主張の、地方独立行政法人法の規定で評価委員会の評価結果を公表しなければいけないということはそのとおりでございます。その公表が遅れてしまったということもおっしゃるとおりですが、前回第2回するときにも御説明申し上げましたが、年度計画上は、監事の監査結果、前年度の監査結果というのは、県の監査委員会の監査結果を想定しておりまして、評価委員会のことは想定していないというのが大学の主張でございます。どうしても御主張されたいということであれば、評価をaに戻すという中でコメントをされるか、あるいは参考意見書の中で書かれるということが筋かなと思っております。もちろん御主張はおっしゃるとおりです。

○●●委員

年度計画の云々というのはおかしいでしょう。

それを大学の人がそんなことを言うなんておかしいですよ、法令違反をしておいて、反論してくるなんていうのはとんでもないです。誰が考えたってそう思いますよ。私の言っていることはおかしいですか。

○事務局

おかしくはありません。おっしゃるとおりです。ただ、年度計画の文書の指している意味というのはそういう意味だということです。

○●●委員

無理はない。そっちが優先するわけですか。
公表を、なぜ法令に従ってやらないかと言っているんです。

○事務局

それはおっしゃるとおりでございます。

○村上課長

法令を遵守しているかどうかという観点の話。

○●●委員

知らなかったというのならそれでもいいですよ。ただ、説明責任をどう考えるかです。丁寧にステークホルダーに説明する意思があれば、法令なんて関係なく、大学側は公表していますよ。そこを言っているわけです。知らなかったら知らないでしようがないけれども、我々の意見を受けて、何で説明責任という観点から考えないのか。参考意見については、後で申し述べますが、ステークホルダーに対しての説明責任、その観点が抜けていると言っているんです。

○事務局

それはおっしゃるとおりでございます。

○●●委員

そこまで意識改革をしなかったらいけないですよ。

○事務局

その点につきましては、大学に委員長から御説明いただく機会がございますが、評価結果の反映状況の公表の内容、公表時期については、改めて大学側と打合せ等をして、速やかに公表するよということ、またそれは徹底していきたいと思えます。

○●●委員

評価委員会の議事録は詳細に今までも公表していますね。今日の議論も載ります。それを読んで、県民はどう思いますか。県立大学が、12億毎年交付金を受けて運営している法人が、なぜステークホルダーに対する説明責任を無視するのか。これは大学の存立に関わる話だと思います。県民の理解が得られなくて、どうして大学が維持できますか。

その観点から、私は、大学側が気がつかないのであれば、ここは文章上も強く言うしかしようがないでしょう。穏当な表現に、せっかく委員長がまとめてくださっているのに、こういう反論の仕方をしてくるなんて、全く自覚がないと言わざるを得ない。

○事務局

大学側の言葉を代弁するわけではございませんが、法令遵守はもちろん考えていらっしゃるし、公表すること自体も考えていらっしゃると思いますけれども、確かに今回は遅くなってしまったということは申し訳ないということです。

○●●委員

今、時期の問題になっているけれども、そうじゃない。今まで公表してこなかった。

○事務局

今回のヒアリングの時期の後に公表されていますけれども、そういった時期が妥当かということにつきましても、また御判断があるところとは思いますが。

○●●委員

評価委員会の評価結果というのは、大学の運営の改善に資することを目的としているわけですね。

○事務局

評価結果の反映状況の公表につきましては7月のヒアリングの後だったんですけれども、実際令和3年度の年度計画が策定される際には、昨年度の評価結果も大分反映されておりました、年度計画をつくったときに、反映されている事業も多々ございます。

ただ、反映状況をその時点で公表するというのもセットということで考えられますと、例えば3月とかそういう時期にもっと早めに出すというお考えもあると思いますが、大学側は今7月の時期ということで考えております。

なお、法令上、公表時期につきましては特に設定がございません。

○山沢委員長

私がこういうことを聞いてはいけないかもしれませんが、そうなるとうまく分からないのですが、2020年度計画で、「監事や県による前年度の監査結果」と、この文章は法律的には、要するに地方独立行政法人法違反ではないんですか。

○事務局

はい。この文章自体は、評価委員会の評価のことは想定されておりませんので、この文章上は。

○山沢委員長

独立行政法人法では、評価委員会の評価に関しては何も言っていないのですか。

○事務局

独立行政法人法では、評価委員会の評価の反映状況につきまして公表することに規定されておりますが、いつ公表するかという規定はございません。

法令上書いておりますので、今回の年度計画には含まれておりません。

○●●委員

すみません、ちょっと分からないので教えていただければと思いますが、長野県立大学の評価委員会の条例がございますね。この評価委員会そのものの条例の趣旨の第1条は、独立行政法人法第11条第3項の規定により、公立大学法人長野県立大学評価委員会の組織及び委員その他必要な事項を定めるとなっているので、これは、先ほどの先生方のお話のような、地方独立行政法人法に基づく評価委員会と私は思っていたのですが、もし、独法法に基づく評価委員会であるならば、先ほどの先生方のお話のように、この評価委員会そのものの評価結果及びその反映については、法律の規定に基づいた公表や取扱いというものが大学法人側にも求められるのかなと思ったのですが、この評価委員会そのものの設置の条例が、独立行政法人法に基づいているにもかかわらず、この評価委員会の結果の公表及び反映状況の公表は、監査や県の監査結果とは別扱いになるというのは、何か根拠があるのでしょうか。

○山沢委員長

別扱いしているということですよ。だから、私も今の伊藤委員の意見はよく分かるのですが、小項目69は監事や県による監査結果だけれども、地方独立行政法人法では、評価委員会の評価についてもその反映状況をきちんと公表しなければいけないと書いてあるんですよ。評価委員会の評価は、やらなければいけないけれども法人の中期計画では触れていない。

○●●委員

それはそちらの法律に従っているわけですね。公表の仕方とかは。

○山沢委員長

中期計画の作り方がおかしい。

○●●委員

おかしいということはないでしょうけれども。

○●●委員

今までも●●委員のおっしゃるとおり、過年度もこの評価及び評価結果を大学側がどう扱い受け止めるのかということに対して、評価委員会の中でも、なぜここでこういう議論になるのかなど、公表の手前のお話もあったかと思うんですが、基本的には、法律に基づいて設置されている委員会かと思っていましたので、その結果報告、ホームページの公表とかと、以前に大学側がこの評価委員会の存在をどう受け止めて、その結果をどう扱うのかということについては、先ほど生駒先生のお話のとおりではないかと思うのですが、目標に書いてある・ないの話ではなく、設置基準そのものが法律に基づいているならば、扱いそのものは中期計画に書いてある・ないにかかわらず、しなければならないことなのではないかと思うのですが。

○●●委員

法律の建前は、地方独立行政法人の評価というのは、地方自治体が本来やるべきだと書いてあるんですね。ところが、大学は自主独立で専門的な学問領域を扱う特殊な業態なので、地方自治体の長の委嘱を受けて、評価委員会が評価しなさいと法律には書いてあるんです。

○●●委員

県の設置した条例がありますよね、この評価委員会を設置する条例がありますよね。ここでは、独立行政法人法の11条に基づきというような条項が書いてあるんですが、ある意味知事が設置したとしても、その法律に基づいた形として、知事が条例制定を出したということならばと私は思ったのですが、すみません、考えが違っていたら教えてください。

○●●委員

ここの委員会での在り方について過去にも議論していて、大学の受け止め方が素直じゃないというか。

○●●委員

基本的に、これは委員が議論する話ではないと思うんですが。ここで委員が議論する必要のある話ではなく、基本的な設置なので、それに基づいて、あとどういうふうに進めればいいのかということなので。

○●●委員

結論から言うと、評価をaにする理由は全くない。法令違反を放置していたことについては、甘んじて受け止めて改めるということに尽きるわけです。

○●●委員

改めて設置基準についての整理と、それによる役目とか、評価結果の取扱いについて、きちんと大学法人側も再度整理していただき、それに基づいた形での取扱いというのを考

えていただくということで、b評価でいいのではないかと思います。

○山沢委員長

いかがでしょうか。今の議論でなるほどというので、私はやっと今考えが落ち着いたところもあると思うんですが。大学法人に対してこの評価委員会の評価結果に対してどういうふうに対応するかというのは、全然お答えをいただいているわけですね。本当は、当然法律で決まっていますちゃんと応えなければいけないけれども、ここで法人側が言っているのは、小項目69というのは、評価委員会のことではないと盛んにおっしゃっているんですね。

我々としては、そこは同じだと言っているけれども、大学側は別という。

○事務局

何回も申し訳ありません。県による監査結果ということにつきましては、当然ながら評価委員会のことではございません。これは監査委員の監査のことを指しております。ですので、先ほど申し上げたとおり、どうしても評価委員会としてコメントを出すということであれば、この項目か、もしくは別途、例えば翌年度の年度計画の反映状況を確認したいので、より早期に、あるいは年度内に公表していただくことを期待するとか、求めるとか、そういうコメントをお出しになるのもよろしいかと思います。

○山沢委員長

それをどこの項目で出すか。小項目に関連しないその他で出すか。それはない。

○●●委員

総論のところを書くか。エビデンスについても何回も言っているけれども、信州大学だって、ちゃんとエビデンスに基づいた評価を記載しています。これから大学の評価をする機構が来ますが、評価のエビデンスもちゃんとついています。何で自己点検評価のときに定性的な文言だけでエビデンスを付けないのか。我々は、だから業務監査はどこまでやっているのか、監査計画書を見せて、エビデンスを出してくれと、今まで私が要求しているが、内部監査の計画書も提出されてこない。状況は伝わっているでしょう、私が言っているんだから。大学が拒否しているわけでしょう。そこまであなた方に見せる必要はないと。

だけれども、業務監査、今度は書いてくれましたよ。内部監査と業務監査の連携の話とか、監事監査の充実。しかし予算が少ないんです。こんなので監査ができるかと、皆さん驚くと思いますよ。非常勤の役員が3名いらっしゃるんですね。決算書の付属明細書を見るんですね。報酬が幾ら這われているか。69万円なんです。これは3人分なんです。一人当たり23万です。これを日当3万円で見ると7.6日分です。7.6日分で、どうして業務監査と会計監査ができるんですか。

通常会計監査だけだって、10倍から20倍かかります。360万から600万ぐらいは最低かかります。それを監事会計士と弁護士に、理事会の出席も含めたらそれだけで終わっちゃいますよ。こんなのでできるのかという認識です。その辺を、設置団体もそう思って予算づけしているんですね。

○●●委員

今の評価委員会の位置づけのところは、特に中期計画の中では法人側は出していないのではないと思うんですが、コメントとして、今日いただきました資料1の11ページのところの、「その他 法人運営全般に関する参考意見」というのを最後に書くようになっておりますけれども、または、その前の11の「その他業務運営に関する事項」の「課題となる点や今後の展開に期待する点」というような、記入するとしたら、参考意見と見られてもそこは非常に参考意見程度の話ではないと思いますので、例えば11の部分、計画の中に実際に入るような部分のどこかに入れさせていただくというのはいかがでしょうか。

○●●委員

賛成です。

○山沢委員長

いいですね。具体的には、例えば11ですか。

○●●委員

今の生駒先生のお話だと9のお話だと思うんですが、ただ、評価委員会そのものが9に特化しているわけではないと思うので、11の業務運営というところとちょっと限定的になってしまうのかと思うんですが、または10の「自己点検・評価及び情報の提供に関する事項」、このあたりにお入れいただくのはいかがかなと。

○山沢委員長

いずれも「課題となる点や今後の展開に期待する点」という項目ですね。

○●●委員

はい。

○山沢委員長

そのように考えるとすると、小項目69は、監事監査と県の監査だけだから、それはちゃんとやっているからaという評価でいいということになりますかね。逆に言うと、69で監事や県による前年度の検査結果と言っているのに、長野県が設置している評価委員会の評価に対して、その反映状況を公表することが必要と考えるので、監事監査や県の監査と同じように反映状況を公表するように、と書くことになりますかね。

○●●委員

この11までの項目の中に埋め込んでしまうよりは、重要度がというか、法律的な根拠に基づいてということならば、「その他」の一番最後のところに別項目として、その他 法人運営全般に対する意見といいますか、対する事項というものと、もう一つは参考意見というのを別立てで、そして法人運営に関する内容としては、今の評価委員会の位置づけと

いうものに対して改めて法令に基づきというところをお入れし、それ以外にも一つ別項目として、参考意見と立ててもいいのかなと思いますがいかがでしょうか。

○●●委員

私はその意見に賛成します。もしそういうふうに解釈するのであれば、ここのbをaに変えることは差し支えありません。それから、自己点検評価と情報提供のところに、今の法令違反の話と、エビデンスの話を記載していただければ、収まりがいいのではないかと思います。

○山沢委員長

ありがとうございます。●●委員の御提案でございますが、ただいま●●委員から賛同の意見をいただきました。

○●●委員

質問があるんですが、ここに書いてある年度計画の「監事・県による」と、これは法律に基づいているんですか。

○山沢委員長

全部法律に基づいているんですよ。

○●●委員

これだけ書いてあること自体がおかしいといえればおかしい。両方法律に基づいているのだったら書けばいい。

○●●委員

県による監査結果は、県のホームページに乗せるのであって、そういう取扱いになっています。

○●●委員

それは県の監査委員のほうの法律に縛られているんですね。

私からすれば、これをbにしようとするんだったら、これは法律に基づいてやっているんだから、そのぐらいの法律を知らないでやらないのはおかしいと書けばbになるかもしれない。関連してこんな法律があるのは同じなんだから、当然知っていてしかるべきだと。そういうことを公表しないのはおかしい。dもeもあるんだから、dぐらいなものだと、そこに気がつかないかと私は思う。

○●●委員

両方に書く。

○山沢委員長

資料1のところに、今の御議論を書き加えていこうということで、まずは、間違ったら言ってください。10の「自己点検・評価及び情報の提供に関する事項」の「課題となる点や今後の展開に期待する点」でも指摘し、さらに法人運営全体に対する参考意見としても列記するということですかね。

○事務局

その他の前に特出しして書くのはいかがでしょう。

○山沢委員長

特出しで。ただいま事務方から提案がありましたのは、資料1の11ページを御覧ください。11ページの右側の最後に「その他 法人運営全般に対する参考意見」とあるのですが、その前に、今ありました話をきちんと指摘するということがいかがでしょう。よろしいですか。

○●●委員

分かりました。結構です。10に書くとなると、小項目の評価に影響すると。

○事務局

そうです。

○●●委員

だから、11に移したほうがと、分かりました。

○事務局

11の次ですね。

○山沢委員長

次ですね。法人運営全般に対する意見のトップに書くわけですね。

○事務局

どうして11より前の項目に書かないかという、小項目の評価に影響してしまうといけませんので、そこには書かないで、法人運営全般に対して、これはおかしいという指摘をするということで御納得いただけますか。

○●●委員

参考意見という中に入れなくていただいたほうが良いと思います。すみません、そこだけお願いします。

○山沢委員長

これは「参考」を取ってもいいんじゃないの。「対する意見」では駄目ですか。

○事務局

参考意見は標題に残していただいて、その前に、表現はまた考えますが、「その他 法人運営全般に対する意見」という項目を新規に設けさせていただいて、そこに今●●委員が御主張の公表の関係とエビデンスの関係を書かせていただきたいと思います。

○●●委員

そういうことを書く前提として、今、一番世の中に求められている透明性というものをそこに書いてもらいたいね。

○山沢委員長

今回は入っています。

○●●委員

やはり透明性がない、私はそう思っている。非常に世の中は透明性が求められている。どうも隠すというスタンス。●●委員もそう言っているんだけども。

○山沢委員長

今の国立大学ではこれは通用しないですね。国立大学のほうは透明性が高くなってきました。

ただいまの話ですが、11の参考意見はこの後出てまいりますので、その部分はそのままで、その一つ上に、四角で意見というのをつけて、そこに記載するというところでよろしいですね。

次は、資料5の4ページ、83の危機管理です。資料2では49ページになります。sからaへの変更はなぜなのかということです。法人の意見を読みます。下線の部分ですが、「令和2年度中では、学生・教職員の陽性者は1名におさえられ、授業でもオンラインの積極的な導入・環境整備により、オンライン授業が中心となった中でも、授業改善アンケートの結果は前年度並みを維持しました。以上のように、令和2年度は計画通りに進めたものではなく、年度計画を越えた取組であると認識しており、自己評価のとおりs評価が妥当」と言っています。

これに対して、「コロナ禍の中で、61回にも及ぶ学内対策会議の開催など、様々な対応を迅速に行ったことは評価するが、大学の危機管理として、学生と教職員の良好な教育・職場環境を維持する対応を行ったものと判断して、法人の自己評価より低いa評価とした」と。単にとってはいけません、学生と教職員の良好な教育・職場環境を例年どおり維持した点は評価してsではなくaとした。aより高いs評価ということになりますと、学生と教職員の教育・職場環境を改善して、さらに良くなっているわけではないわけですね。たしか、学生のオンライン授業でのアンケートでも、特に優れたということではなくて、従来どおり勉強できたという評価になっております。

そういうことも含めまして、このコメント案はあまり文章がうまくなかったですが、法人側の申し出は受けつけないということで、sをa評価とすることは変えないとしたいと

思います。御意見をお願いします。よろしいですね。

これで、一応法人側が評価を変えろと言ってきたことに関しては、ただいまの結論のようになりました。

話をもう一度整理しますと、小項目 27 については、いろいろ大学院構想は非常に有用であってという県民に向かった姿勢でのコメントということを考慮した上で、a から s に評価を戻す。

小項目 60 の海外プログラムは変更しない。

小項目 69 は a の評価に戻しまして、ただし、資料 1 の評価結果報告書の最終の欄の「その他 法人運営全般に対する参考意見」の一つ前で、「法人運営に対する意見」ということで、ここで議論しましたことを書き込むということにしたいと思います。

小項目 83 については変更しないということです。

そのほか、評価コメントに対して意見が来ております。一つずつぱつと説明していきませんが、小項目 6、英語集中プログラムで、法人が言っているのは、法人が行う年度計画に対する実績の自己評価の過程で何が不足しているのかが不鮮明だということです。これは、コメントの後半部分を削除しまして、太字のようなコメントにしたい。「25 人程度のクラス編成で英語の授業が行われているが、TOEIC 点数の目標が 3 年連続で達成できていないので、クラス分けの基準（成績順など）に工夫を凝らし、学生の英語力を高める取組みが必要ではないか」ということでございます。

資料 2 の 3 ページ、小項目 6 のところ、コメントの後半部分で「学生の英語に関する評価は」と書いてあります。ここが誤解を招くということだったので、上のコメントだけにさせていただきます。評価はもちろん変えません。

それから、小項目 17、資料 2 の 10 ページです。TOEIC の点数の底上げの話です。法人としては、自己評価のとおり c 評価だと考えますが、客観的にコメントだけ読むと d ではないかと。そのコメントというのを見ていただきますと、資料 2 の小項目 17 の評価コメント、長くなっていますが、8 行目の「英語力向上の取組みの見直しを含めた抜本的な対策をとる必要がある」と書いてあって、法人側としては、抜本的な対策ということ言うなら、これは d じゃないかと御自分で言い出したのですが、コメントは修正しません。というのは、これは私も強く言いたいのですが、学長が分かっているんだけどこの目標は変えたくないとおっしゃっていますから、そのことを考慮して、では c で評価して、頑張っこのままの項目立てで行ってほしいということを変えないということでございます。

○●●委員

よろしいですか。これは、もし法人がそう言っているのであれば、計画が 3 年間未達成なのを素直に評価すると d 評価なんですね。だから、これは d にしてもいいと思うんですね。我々は総合評価ということで、底上げもしているし、総合的に考えて c としたんですけども、整合性が取れないというならば d にして、そして、総合評価では今までの評価でいいわけですから、はっきりさせる意味では、小項目の 17 は d にしたらいいんじゃないですか。素直ですよ。だって、読む人が見たら、抜本的な改善とって、3 年間未達成だと言っているのに、何で c なんだと思うでしょうね。

○山沢委員長

それはそうとして、たしか学生のTOEICの点数は1年、2年、3年と上がっていつている傾向が見られますので、それなりの努力はしているということ。

○●●委員

でも、計画に対して本当に未達成で終わってしまいます。目標を達成するように抜本的に何か考えていただかないと、ずるずるこのまま行きますので、そういう意味ではd評価もの。

○山沢委員長

そこをぜひ、学長と英語担当の8人の教員の間でお話しをいただいて、何かアイデアが出てくることを期待したい。cで駄目ですか。

○●●委員

いいですよ。dだと思ってくれているのは非常にいいことですが、dというのは私もそう思いますよ。

○山沢委員長

簡単にそうは言えないんですよ。

○山浦委員

これは、目標を達成しそうにないから。もうトレンドで見たら絶対行かないですよ、相当やらない限り、誰が見ても。

○●●委員

よろしいですか。私はこのままcでいいんじゃないかなと思っております。やはり評価というものをどういうふうに生かすかということは、割とこの項目はチャレンジだなと思っておりまして、ある意味学長のメッセージにもなっているということと、英語担当の先生方も実際どうしていこうかということのを常に模索しておられるだろうと思います。4年一区切りというところもあるので、取りあえず今回はcにしておいて、もう1年ちょっと様子を見ながら、次どういうふうにしていくかということのを大学がもうお考えになると思うので、今回はこのままで意を汲むということがいいんじゃないかなと思っています。

○山沢委員長

ありがとうございます。
よろしいですね。

○●●委員

いいですけども、前にも指摘しているように、例えば、25人のクラスをやりますよと。その評価はaなんですね、そういう項目があつて。英語に関するものが2～3個あるけれ

ども、みんなaなんですね。a、a、aで全部うまくやっているのにもかかわらず、結果だけは全然駄目という構造になっています。絶対にこれは行かないですよ、今のこんなことをやっていたら。金田一先生も、目標は絶対やると、メルクマールとして掲げたことを非常に大切にしたいと思うという気持ちは非常に素晴らしいことです。

○山沢委員長

では、そのままということにさせていただきます。ありがとうございます。

次は、資料5の6ページ、小項目20について、資料2の12ページ、高校生への広報活動についてです。法人は、県内の入学者に対してアンケートは実施しているのに何が問題なんだということです。実施していないように見えたんですが。

コメントも一部明確にしました。「高校訪問をはじめとする大学の広報活動の成果として、翌年度以降の志願者数や受験者数の増加にどう結びついているか検証するため、入学者へのアンケート結果を本取組にフィードバックし、県内高校生の志願者・受験者の増加につなげていただきたい」ということでございます。

○生駒委員

私が思うに、アンケートという言葉が入っていて、それに反応があるんですね。なので、言いたいことは県立大学として、県内の学生をどう受け入れるのかということ。県内枠を設けるとか言っていますので、別に県にこだわる必要もあるかと思えますけれども、県立大学の意味を考えた場合に、学長が本腰を入れると、しかしそれが検証されていないということが問題なわけで、「どう結びついているかを検証し」、それ以下、入学者のアンケートのところを取って、「県内高校生の志願者・受検者の増加につなげていただきたい」としてしまえば、アンケートにこだわらないで、要するに学長がやっていることが評価に結びついているのかということの方が問題なので、入学者へのアンケートは取ったらどうでしょう。そして「県内高校生の」につなげていただきたい。

○山沢委員長

「検証し」、次は取りまして、「県内高校生の志願者」というところへ。読みます、「高校訪問をはじめとする大学の広報活動の成果として、翌年度以降の志願者数や受験者数の増加にどう結びついているかを検証し、県内高校生の志願者・受検者の増加につなげていただきたい」と、短い文章で明確にということで、よろしいですね。

次は、資料5の7ページ、小項目50、資料2の30ページ、科研費です。「大局的に見る」という言葉の意味について聞いています。大学の研究目的というのをちゃんと明確にして、それに沿った形で大学の研究というのをまとめていっていただきたいと、それを大局的に研究を見ると言っているのですが、そのことを書きまして説明がありますが、委員長（案）で、長野県立大学は、①世界の持続的発展、それから②に先進的な研究というようなことを、長野から世界に向けて発信する、そのための研究だと。

でも、大学での研究の担い手というのは教員でございまして、これは私の経験ですけれども、研究の進展に伴って、研究の方向がややもすると教員の学術的な興味に影響されて、大学が示す研究目的から離れてしまうということが多々あるんですね。「このような時に、

県立大学として進むべき研究進路をアドバイス」、命令ではない、研究に命令なんかはできないですから、「研究進路をアドバイスすることが重要だと考えている」と、それが大局的に研究を見ると私は言ったつもりです。

そういうことで、コメント案としては、「科学研究費の申請率の向上に向け、県立大学の研究戦略の観点から、研究の枠組みに関して、全教員が大学としての研究進路を共通認識として持てるように大局的に見る考え方が必要ではないか」と。これでいかがでしょうか。

○沼尾委員

よろしいですか。ここは科研費の申請のところだと思うんですけども、全教員が共通認識を持つという話と科研費の申請とがどう結びつくのかということが、これを読んだだけだと分かりづらいところがあります。

例えば、ここで言いたいことは、つまり共通認識としてもって、例えば、基盤Bとか基盤Aのような大きいものを大学として取っていくというようなことが伝えたいのか、そこがうまく伝わらないと、結局この大局的に見るということで何が言いたかったんだろうと、また同じ反論が大学から出てしまうかという印象を持ったんです。

○山沢委員長

共通認識という言葉が悪いんですかね。

○生駒委員

主語が違うんじゃないかな。言っていることが二つあって、申請率の向上とは別に、研究進路についての共通認識というのは別の次元の話だと思いますね。

○沼尾委員

やはり研究拠点として一つの戦略を持って、多分基盤的な研究に関する申請をしていてほしいみたいなことで言っていくんだとすると。

○山沢委員長

今の言葉すごくいいですね。

○沼尾委員

そういうことを多分「大局的」という言葉でおっしゃられていると思うんですが、それを文言として入れていただくといいんですかね。

○山沢委員長

事務局で、今、沼尾委員のおっしゃられたことをちゃんと拾って文章にして、私がチェックしますのでよろしいですか。今すごくいいことを言われたんですが、ぱっと出てこないの、レコーダーで録ってあるので、それで読んで。

○沼尾委員

では、それで。

○山沢委員長

そういうことで、コメントの案のところは、今申しあげましたように、沼尾委員のおっしゃった考え方をきちんと入れた形で書き直します。チェックは私がしますので、よろしくをお願いします。よろしいですね。

次は、資料5の8ページ、小項目64の話です。資料2の39ページです。留学生センターの話です。法人の意見は、留学生向けの電子情報の案内役とは何だと。読めば分かると思うんですが。コメント案としては、「DXの流れの中で、デジタル資料のアクセス先の紹介、留学生向けの電子情報の紹介などができるアドバイザーを置いてほしい」ということを言っているので、それでいいですよ。何が分からないのか分からないのですが、元の文章は「DXの流れの中で、デジタル資料のアクセス先の紹介、留学生向けの電子情報の案内役を置くなど、方向性を示して取り組んでほしい」と書いてあるのですが、案内役が分からないのかなと思っておりまして、やはり留学生センターも留学生に対して書籍や資料の収集、そういうことばかりではなくて、皆さんも前から指摘しているように、このデジタル時代ですから、デジタル資料にアクセスしなさいとか、留学生にこうしなさいとか、あるいは日本に来ている留学生向けの電子情報が、こんなのがいっぱい来ていますよとか、そういうことを紹介できるアドバイザーを置いてほしいという意味なんですかね。よろしいですね。

○沼尾委員

すみません、1点だけですが、これはアドバイザーを置いてほしいと書くと、かなり具体的にこちらが提案したような形になってしまうので、例えば、アドバイザーを置くなど、前の案だと方向性を示して取り組んでほしいとなっていますけれども、要するにどこにニーズがあるのかというところを明確にしてということで、アドバイザーを置くと限定するよりも、アドバイザーを置くなど必要な対応を図ってほしいとか、ワンクッション置いたほうがいいのかもしいないと思いました。

○山沢委員長

ありがとうございます。文章の最後のところですね。「アドバイザーを置くなど、必要な対応をしていただきたい」という感じでいいですか。「対応を期待する」でもいいし。そういうふうに直します。ありがとうございます。

次は最後、参考意見書への掲載に関するところでいろいろとってきています。資料5では9、10ページ、小項目47、資料2では29ページ、おっしゃっているのは、「年度計画に基づき法人として取組を行っている中で、何が不足していてこのコメントにつながっているかが不鮮明」とあるということでございます。こちらが言いたいことは、研究テーマのあり方など研究全般のコメントと考えられますので、小項目の47から、一つ前の小項目46、地域課題の解決に資するような本学として重点的に取り組むべき研究という考え方の中でのコメントとしたいと思えます。大所高所の観点に立って、県立大学の研究戦略を考

えていただきたいということ、一つ前の小項目46に変えたいと考えています。このほうが明確に分かるので、よろしいのではないかと思います。

次は小項目49です。資料2では30ページ、長野県に関わる資料です。元のコメントは、30ページの評価委員会のコメントを見てください。4行目「Web上で公開されている行政資料等についても」と言っているこの「行政資料」が広すぎるということで、「Web上で公開されている長野県関連の行政資料等についても」と、きちんと限定したということです。評価に関わるコメントではなく、資料を何でもかんでもそろえろと捉えたのかと思いますが、そうではないということを行いました。

次は小項目64、資料2の39ページ、この評価委員会としては、コメントのところを見てくださいと「目標設定について、単に書籍や資料の収集というだけではなく」といろいろ書いてございますが、これに対して法人は、評価に関わるコメントではないと、参考意見としろと言ってきました。コメントは変えないで、一つ前に、「書籍や紙ベースの資料に加えて、各種のデジタル資料への対応をして頂きたい」という考え方でこうしていると注釈をつけました。何かこれに留学生センターとか図書館がこだわっているんですね。書籍やデジタル資料にすごく反論してくるんですね。

次は資料5の10ページ、小項目68、監事監査についてです。コメントは、「監事監査の対象は」と書いています。これに対して法人の意見は、「当該コメントの表現は、監事への意見であり」と、そんなことはないです。「中期計画・年度計画を超えるものであり、評価に係るコメントではないため、『参考意見』として」と言っています。これはないと思います。話になりませんのでこれは無視です。「評価コメントは監事の役割、職員との連携について記載しているもの」で、監事は県立大学の役員で、大学のHP上で監事が紹介されていないように見えているんですが。

○生駒委員

名簿はあります。

○山沢委員長

でも監事とは書いていない。

○生駒委員

役員のところ。

○山沢委員長

役員の中の監事。でも普通は監事は別項目を立ててやっているんです、ほとんど。言いたいのは、県立大は監事監査の取り決めも書いていないし、公表していない。監事に冷たいんです。

○生駒委員

一般的に規程の公表がされていないですね。それじゃあいけない。

しかも監事というのは、理事長も学長も業務執行も監査するという独立した立場ですか

ら。

○山沢委員長

分かっていないんです。「監事への意見であり、中期計画・年度計画を超えるものであり、評価に係るコメントではない」、何を言うかということです。ここはよろしいですね。話にならないので。

もう一つの意見のほうは、「当該コメントは、中期計画・年度計画を超えるものであり、評価に係るコメントではないため、『参考意見』として」「また、法人としては可能な限りエビデンスを活用して説明を行ってきたところですが、何が要因として本コメントにつながっているかが不鮮明」ということです。参考意見として、ここはエビデンスについては書きます。

○生駒委員

本文の中でのその他のところで。

○山沢委員長

そのとおりです。その他のところできちんと書くようにします。かえってそのほうが読んでくれるかなと。

次は小項目77の自己点検・評価、資料2の45ページの一番下から次のページに移っています。法人が言っているのは「自己点検の中間評価を経営審議会や監事に報告することは法人の判断であり、本コメントに中期計画・年度計画を超えるもので、評価に係るコメントではないため、『参考意見』として扱うものではないのか」と、とんでもないです。「当該小項目の令和2年度計画には、評価基準に基づき中間時点での自己点検・評価を行い、業務運営の改善に活用する」と言っているわけです。自己点検の中間評価を経営審議会や監事に報告することは当然業務運営の改善に活用する上で重要であると、まずここから始めるのではないかと思うんですが、それをやらなくてもいいとおっしゃっている意味が分からないので、当然評価コメントとして記載します。よろしいですね。

次は小項目81、資料2の48ページの上です。コロナ禍における大学への入構制限などに対応するために、電子図書館ですね。国内・海外の学術書や語学テキストが豊富な電子図書館の導入を検討されたらどうかということですが、これは評価に関係ないから参考意見としろということを言っています。「在学生がオンライン授業でも快適に学べる環境の維持とはネット環境を整備するだけではない。オンライン授業では電子リソースを準備するのは必須の修学環境整備ではないか」と考えておりますので、もちろんコメントもこのまま行くということでございます。

ただ、あえて言うとする、小項目81は施設設備の整備ということで、電子図書館、電子データの拡充というのは施設整備ではないとお考えなんだと思います。そういうことで、こういうことを言ってきているのかなと思います。とんでもない話ですので、こういうふうにしたいと思います。よろしいですね。

○生駒委員

77の項目のところですが、これは社外取締役の存在と同じなんです。外部理事とか外部監事について、限られた時間の中で十分な情報提供をしなければ、適切な助言とかとてもできない話なんです。そういう情報開示を外部理事なり外部監事に十分提供するという姿勢が欠けていますね、こういう意見を言うてくるというのは、活用しなければ駄目です。彼らは報酬以上に働いてくれますから。

○山沢委員長

これは本当に、経営審議会や監事について、こういう考えで大学当局がいるということ自体、とんでもない話だと思うんですね。

以上が法人に対する考え方ということで、大変長くやってまいりましたが、そういうことでございまして、今皆さんから了解をいただきましたことで、評価は決定させていただきました。

○伊藤委員

すみません、1点だけ。小項目49の資料2の30ページで、先ほど長野県に関わる資料の随時収集の話があったのですが、資料5の9ページで、県立大学のほうでは、本学のカリキュラムに関係する分野というのと、本学の教育研究に寄与することを目的にと書いてあって、コメントも、学生・教職員が目的に応じてと書いてくださっているんですが、元々シンクタンクとして長野県の税金でつくられている大学の特徴として、長野県民や長野県の各地方自治体や様々な企業等がシンクタンクとしての位置づけというか、そういう意味もあって資料の収集というお話があったことを記憶しております。

その目的からいうと閉じていってしまっているというか、地域に開かれた資料収集ではなくて、自分たちの教育研究に合わせた資料収集ということになると、コメント欄に、「学生や教職員及び地域」、「長野県地域のシンクタンクとしての目的に応じて」というようなことを一文入れていただければと思います。

○山沢委員長

分かりました。ただいまの意見を採用したいと思います。小項目49は本当のことをいうと評価委員会の評価はbですね。全然考えていないんじゃないですかね。

ほかはございませんか。よろしいですか。では、3セットが一応これでそろったことになります。ありがとうございます。

○生駒委員

1点、資料1の報告書(案)の最終ページの「評価の経緯」、法人ヒアリングをどういうふうに考えているのか。従前からこれを入れていなかったのを入れていただいたんですが、第1回の番号の振り方が、法人ヒアリングも評価委員会の活動の一つなんです。なので、そこが第1回じゃないかと思うんです。何かこれは外した意味があるんですか。

ヒアリングのときには、傍聴人に案内していないんですね。その意味合いがあるんですか。

○村上課長

さようでございます。

○生駒委員

だけど、もし困るのであれば傍聴させなければいい話で、評価委員会の位置づけとしては、第1回の重要なヒアリングなんですよ。何で別立てでしょうか。

○村上課長

正式な委員会に入る前の準備で。

○生駒委員

準備じゃないので、大学が評価したことに対して、我々がいろいろ質問してヒアリングをするわけだから、これはもう評価活動そのものです。

○山沢委員長

第1回委員会だけやっておいて、途中からは委員会が主催するヒアリングとしますということで1回切って、またヒアリングが終わったら委員会の続きとして意見交換を委員の間ですするというふうにする必要があったと。

○生駒委員

毎回この評価委員会に法人が出席するというスタイルもあるんですね。

○山沢委員長

山梨県立大学はそうやっています。

○生駒委員

我々とあまりにも意見交換というか、交流が少なすぎるんですね。

○山沢委員長

まあ、4年終わったらですね。卒業生も出ていないから。

○生駒委員

少なくとも、正式メンバーじゃないにしても、向こう（法人）は傍聴したいはずなんですよね。評価委員がどういう意見を持っているか。これは文章上だけだと分からないでしょう、やり取りしないと、聞きたいんだったらおいでよと、妨げないです。絶えず彼らに対してエビデンスを求めているのに、まどろっこしいですよ、事務局を通じてやっていたら。

○山沢委員長

今度山梨大学の規程なんかを見てもらって、方法としてはオブザーバーでいるだけで全

然違うと思うんですね。そういう観点も含めて、事務局で少し検討してくれますか。

○村上課長

法人ヒアリングでしっかりと時間を取っておりまして、さらに文書で質問に対して回答していますので、それでも不足する部分があるとすればですが。

○生駒委員

ヒアリングは委員会の重要な評価活動ですので、何で第1回が7月20日から始まるのか疑問です。7月7日のヒアリングは、評価活動の重要な一環ですよ。

○村上課長

位置づけについては、少し検討していきます。

○伊藤委員

一つだけ、資料3はこれから協議に入るのだと思うのですが、私はこれで退室しなければならぬので、参考意見のところでも1か所だけ、訂正が可能ならばお願いしたいのですが、1ページ目の大項目11の小項目90、ここできっとこれはセクハラ等の相談の話だと思うのですが、「外部通報窓口」となっています。たしか、県立大学はコンプライアンスの通報窓口は設けていなかったような気がするのですが、ハラスメント等の窓口ならば、通報ではなくて相談窓口と、通報を相談に変えていただけますでしょうか。気軽に相談できる外部通報とするときつい表現だなということで、もしこれがハラスメントでしたら、項目の内容のところを通報を相談に、そして内容の部分の一番右端を、外部相談窓口としていただければと思います。以上です。

○山沢委員長

ありがとうございます。「気軽に相談できる外部相談窓口を設けることが望ましい」ということでございますね。

○伊藤委員

はい。すみません、これ以降の議論につきましては、委員長にお任せいたします。これで退室して大丈夫ですか。

○山沢委員長

どうぞ。結構です。

○伊藤委員

ありがとうございます。失礼させていただきます。

○山沢委員長

最後にお話を聞いていないのは資料3でございます。ただいま意見をいただきましたが、

ほかはいかがでしょうか。

小項目46の研究費の学内配分で、「予算の大半は固定的な支出であるが、今後も予算の一定割合を学長の裁量経費として確保し、最適な学内資源配分を工夫されたい」。

小項目49番ですが、「地域資料の収集に関する方針は策定されているが、法人の地域資料収集の戦略や地域に貢献する大学の情報プラットフォームとしての役割を検討されたい」。これはさっき言葉を追加するとありましたが、意味は同じです。

それから研究の小項目50、科研費の申請率の目標値ですが、「次期中期計画の策定にあたっては、目標値を継続者を含めた申請率にするなど目標値の見直しを視野に検討されたい」。

それから、業務運営の小項目68、監事のところは先ほど申し上げましたところで、資料4の1ページ目、委員からの参考意見としましては、「監事機能の強化については、国立大学法人等監事協議会『監事監査に関する指針』を参考とされたい。内部監査の独立性については、理事長・学長のリーダーシップのもとで内部監査の独立性が担保された内部監査の実施体制を整備されたい」ということで、参考意見書案としては、「監事機能の強化については、国立大学法人等監事協議会『監事監査に関する指針』を参考にして、体制を整備されることを期待する」としてございます。こういうふうにしるということだけを取り出して、きちんとということとしました。

○生駒委員

小項目68の意見書案でよろしいと思うのですが、内部監査の独立性が、前回の委員会でも指摘されたことですが、それが抜けてしまった。これは誠に残念なことで、監事機能の強化とは別に、委員長のお考えとして、内部監査に当たって学長、理事長のリーダーシップは当然だと言うのですが、内部監査というのは、役員と違って内部の組織ですね。これはトップの考え次第で、機能したり機能しなかったりするわけで、トップのリーダーシップが物すごく役割として重要なんですね。それから、組織上の位置づけというのは、職員が兼務してやるべき話ではなくて、これは限られた人数でということ、現体制上はやむを得ないのかもしれませんが、組織上は学長あるいは理事長の下にぶら下がる組織なんですね。直轄の組織でやるべきなんですね。

なので、もし「リーダーシップのもと」と入れなくても、「内部監査の独立性が担保された内部監査の実施体制を整備されたい」という文章は残してほしいですね。

○山沢委員長

分かりました。変わらないということですね。私としましては、今の生駒委員の意見を尊重したいと思います。確かに前回の委員会で、内部監査の厳しさが指摘されております。そういうこともございますので、参考意見書案は、内容としては、監事機能の強化について「期待する」と。さらに「内部監査の独立性について、理事長・学長のリーダーシップのもとで、監査の独立性が担保された内部監査の実施体制を整備されたい」としたいと思えます。それでよろしいですか。

○生駒委員

はい。

○山沢委員長

ありがとうございます。

資料3に戻りまして、小項目75の財務の話です。「財務情報の法人内活用と分かりやすい情報開示について」ということです。「多様な大学の関係者に対して、大学経営の状況について説明責任を果たす上で、財務レポート（決算概況や主要財務指標の解説等）を活用されたい。また、法人財務の健全性（安全性）、効率性、成長性（発展性）、活動性などを改善するため、得られた財務情報を課題解決の実態把握に利用し、課題の抽出、要因分析、対応策の検討・実施、課題の解決につなげることが望まれる」と。一番言いたいののは、私的に言いますと、財務レポートをちゃんと書きなさい、もう書く時期に来ているのではないですかということに対応すると思います。よろしいですね。

次が小項目90、その他の業務運営で、外部通報窓口、これはさきほど御指摘がございましたので直します。「法人内の各セクションに相談員を配置し相談体制を整えているが、気軽に相談できる外部相談窓口を設けることが望ましい」と。

次は2ページに行きまして、その他でございます。中期計画の見直しということで、「この度のコロナ禍における海外プログラムや英語の教育、科学研究費申請など、中期計画に掲げる取組みについて様々な課題が生じており、中期計画自体の見直しも視野に入れる必要も生じると考えられる」と。見直しも考えていいんじゃないかという参考意見です。特にこの点を踏まえて、これは意外にいろいろと出てくる。

それからもう一つ、該当項目なしですが、大学運営・経営戦略等の分かりやすい情報開示について。「長野県立大学は完成年度を迎えることにより、長野県民をはじめ多様なステークホルダーから寄せられる教育、研究、社会貢献の諸活動への期待と関心は、今後さらに深まるものと予想される。第1期中期目標・中期計画期間を折り返す今こそ、大学の設置目的を達成するための基本原則と公正で透明性高く、かつ効率的な大学運営を行う仕組みである『ガバナンスコード』を策定し、ステークホルダーに示すことによって、大学運営の基本原則の理解を得ると共に、持続的な成長・発展を成し遂げる第一歩とする必要があると考えられる。さらに、大学の経営戦略、ガバナンス体制、教育・研究の実績、地域貢献、財務情報などを総合的に分かり易く説明する「長野県立大学統合報告書」の作成を検討されることを強く期待する」と。これはガバナンスコードを策定しなさいと言っています。してほしいと言っているのですが、ガバナンスコードの意味は、もう私が説明するまでもないわけですが、実は、ここだけの私の勝手な考え方ですが、ガバナンスコードは、地方自治体が設立します大学では、非常に重要になっていると捉えています。

教育の振興に当たっての最低限の予算がついていますが、新しいことをやろうとすると議会の承認を得てとなるわけですが、それが国立大学の場合は文科省が大きな形で、今年度予算でもいろいろな計画を立てて、ある程度お金つきでこういうふうな教育施策をしたらどうだということを言うてくるわけですが、県立大学の場合は、教育の施策を大学がつくって、もちろん県と打合せをしながらつくって、さらに予算の配分もそこにも手を入れなければいけないとなってくるんですね。

そうしますと、どうしても予算の執行ということで、教育施策が十分に大学が考えてい

るようにはできない可能性も出てきて、そういうときに、やはりステークホルダーの1人である長野県が、やはり大学がどういうふうな考え方で教育・研究を進めているのだというところにコミットメントできるように、お互いにコミットメントできるようにすることが非常に必要だと言われています。

これは公立大学協会がガバナンスコードを早くつくりなさいと言っているのは、実はそういう裏の意味があります。なかなか予算の話というのは、どうしても公立大学の場合は尻込みしてしまう。そこをステークホルダーに向けてのガバナンスコードというところで縛っていったらどうだというアドバイスがはっきり書いてあるんですね。

そういう点も、学長にはきちんと説明して、つくったほうがいいんじゃないか、早くおつくりになったらとしたいと思います。

ガバナンスコードをつかって、こういうふうに大学が頑張っているんだというその説明のためには、もうこの統合報告書というのは絶対に必要ですから、ぜひこれもつくってもらいたいということで、4年目を迎えてすぐはできると思いませんが、展開を新しくしてほしいという意味も込めて、その他のところで書かせていただきました。私の意見です。

いかがでしょう。参考意見で、さらにこれを加えたほうが良いということがございましたらお願いします。

○沼尾委員

よろしいですか。今のその他の最初の中期計画の見直しのところですが、「この度のコロナ禍における海外プログラムや英語の教育」という話が出てきているんですが、確かにコロナ禍で当初の計画とは違う事態が起こってしまって、それに対する対応という話はそうなんですが、もう一方で、この英語の教育というのが、これまでもすごく高い目標を掲げているけれども実際はどうしていくのかも含めて、つまり英語教育のゴールやプロセスを含めた見直しまで入っているのかなと思ったりしつつ、この前段のところは中期計画の見直しの何をどういう観点から見直すということを前提にこの項目を掲げているんだろうということが、多分大学側が読まれたときに分かりづらいと思われるのではないかと気になっています。

海外プログラムの話は、コロナ禍で突発的なことも起きたということだと思うんですけども、今後オンラインとかオンデマンドというものが、ある種新しい日常として入ってくる中での中期計画の見直しということを言われているのか、あるいはこのコロナ禍が続くとすれば、中期計画を見直さないといけないということを言っているのか。あと、英語の教育というのは、なかなか当初のTOEICの点数の達成が難しい中での見直しということを行っているのか、ここでの何で見直しなんだということが、もう少し明示的に出てくるといいのかなと思ったりしました。

そこがどういう戦略で書いているかということについてのコンセンサスが、私もついていけない、理解できていないところもあって、例えば、今のようなことがこれまで議論に上がったので、何かそこをもう少し明示的に書いてもいいのかなと思ったところで

○山沢委員長

ありがとうございます。

○生駒委員

いずれも、小項目の評価で課題として取り上げた項目ですね。だから、それをここにまたこういう形でもう一回落とし込んだほうがいいのかというお話だと思います。

○沼尾委員

つまり、細かく書く必要はないと思うんですけども、中期計画の見直しを求めるときに、現行のということですよ。現行の中期計画の見直しの必要性を、一つは、やはりコロナ禍のような不測の事態が起こったことへの対応ということなのか、あるいはアフターコロナを考えたときの新しい日常が出てきて、社会経済情勢が変わってきているということに対する対応ということを行っているのか、あるいは当初の計画を最初に立てたときから、ある種経験値が積み上げられてきたときに、改めて英語教育や科研費申請というものは当初の計画でよかったのかというところで見直す必要があるのかとか、幾つか違うフェーズのものが入っているかなという印象を持ったので、そこを明示したらどうかということでございます。

○山沢委員長

ありがとうございます。沼尾委員がおっしゃるとおりなので、コロナという状況での対応で、計画そのものを見直さなきゃいけない。DXが物すごく進んでいますから、それに学生の教育が根本的に変わる、変えることもできる。

それから運営の経験で、英語なんかは完全にそうですね。経験でこういうふうにしたほうが、これはうちの学生には無理じゃないとか、そういうことをちゃんと項目ずつ書いていって、科研費のことなんでしょうね。そういうことで、一番言いたいのは、そういうふうな幾つかの関連する項目について、中期計画ありきでそのまま行くのだということではなくて、中期計画自体の見直しも視野に入れて、さらに大学が進展するという計画を立ててもいいですよと、そういうことを言いたいということです。

○沼尾委員

分かりました。

○山沢委員長

そういう文章にします。

○沼尾委員

ぜひ加筆していただければと思います。

○山沢委員長

ありがとうございます。

ほかにごありますか。よろしいですか。

○生駒委員

完成年度は一般的な用語ですか。

○事務局

一般的には分かりづらいかもしれません。

そこは修正します。

○山沢委員長

お願いします。

よろしいですか。ありがとうございます。これで資料1、2、3と一応御議論いただきました。これで1、2、3ができますと、知事にはこれを全て持って行って説明に伺って、議会は資料1だけを提出するという事です。

その際、私は知事に特に言いたいのですが、評価委員会というのは、先ほども議論がありましたように、ちゃんと県知事の代わりにやっているのだと、特に専門的に私たちが代行しているということもありますので、きちんと大学側も対応してくださいということは言おうかと思っています。委員の皆さんが大変苦勞されて意見をいただいているということ、きちんと伝えたいと考えております。9月の中旬ですね。

○村上課長

そうですね。

○山沢委員長

9月中旬にこの3点セットを持って知事に御説明に伺います。その際は、先ほど申し上げましたように、委員の皆さんの御努力はきちんと伝えますので、よろしく願い申し上げます。

3 その他

○山沢委員長

本日の予定は以上でございます。何かございましたらどうぞ。

○沼尾委員

すみません、先に申し上げます。先ほど生駒委員がおっしゃられたことと関わるのですが、私、今年も大学ヒアリングに参加できなかったのも、別途大学の方とオンラインで、自分が分からなかったところについて質疑応答でやり取りさせていただきました。そのときに、やはり大学の事務の方から、評価委員の質問や意見がコメントで書いてあるけれども、具体的に何を言いたいのか、どういう背景があってそういうコメントが出てきたのかが分からないところがあって、こちらでもまた文書で返すけれども、何かちぐはぐになって

しまうところがあると。

そういう意味でいうと、本当に7月の初めに1回だけヒアリングの機会があるにはあるのですが、例えばこういう形で評価が終わった後に、一度文書でやり取りしているんだけど、改めて大学側がどう考えているのかとか、我々が何を言いたかったのかとか、そういうことを本当は一回ざっくばらんに話すような機会というのがあってもいいのかもしれないですねということを、そのときにやり取りしたんですね。

だから、せっかく我々は我々でいろいろ考えて意見も言っているし、大学は大学側でいろいろお気持ちとか思いとか御事情もあるみたいで、そのあたりのところが、もちろんあまり近寄りすぎてなあなあになってしまっっては決していけないのですけれども、もう少しそれをお互いに言葉を補うという機会がもう一回ぐらいあってもいいのかもしれないという話がありました。

ただ、それをどういう形で入れていくのが、制度としても互いに独立しながら自分たちの立場を相手に伝える機会になるのかということころは、ちょっとノウハウが要るのかもしれないのですが、何かそのあたりのところを、先ほど生駒委員は傍聴というお話もありましたけれども、2年前に、1年目のときに、逆に大学の方がいらっしゃって、我々が発言しているとそれは違うんだよみたいなので出てきて、すごく混乱したようなこともあったので、実際にその話をしているところで傍聴者としていらっしゃるということがいいのかは、ちょっと私は気になるところもあるんです。

何かそこをメリハリをつけて、いい意味で評価のプロセスと評価の成果が形につながっていくような情報交流の機会というのを、うまくつくっていけないかということを中心に上げたいと思います。

○山沢委員長

大賛成でございます。例えば、見ていると、1回目の委員会が終わった後なのか、時間がないんですね。なかなか取れないんですが、2回目が終わった後に、傍聴ではなくて、やはりお互いに意見をちゃんと言い合えるような時間、1時間から2時間ぐらい持ちたいですね。それが持てると一番いい。

ヒアリングのときは、まだよく分からないですもんね。1回目やって、2回目ぐらいの委員会だと、もう大体聞きたいところも、本質的にここはおかしいんじゃないかとかいうのは出てくるし、そういう時点で一回話ができたらいいなかなと思うんですが、ただ日程が取れるかな。

○生駒委員

今の話は大切だと思うんです。事務局が間に入ってもどかしさを感じていらっしゃると思います。それは取りあえず相対であれば簡単に済む話で。途中経過でやるというのは一つ。

それから、9月に評価委員長と法人との意見交換が設定されていますね。ここに委員長だけじゃなくて、評価委員との意見交換会にしたらいいなんじゃないかと。

○山沢委員長

それはいいですね。

○生駒委員

先方もそれを望んでいるようなニュアンスでしたので。

○山沢委員長

僕は誰がいてもしゃべるのは大丈夫。それはいいですね。

ほかはございますか。

○生駒委員

同じようなことが、県の設置団体との意見交換があつてしかるべきじゃないですか。設置主体として考えていることが本当はあるんだろうと。

独立はしているんですけどもね。

○山沢委員長

そうなんですね。企業なんかは当然ある。

○生駒委員

この資料6も、大学が本当に了解しているのかという話ですね。肝です。

○村上課長

昨年大学には了解してもらっております。

先ほどの反映状況を公表する話は盛り込んであるので、認識としては大学も持っていると思うんですが。

○山沢委員長

ヒアリングのとき、前の年にこういう御注意をいただいてこういうところはこうしたと、ちょっと15分ぐらいしゃべってくればそれで済んだんだよね。

○生駒委員

記載した項目は、結構重要なことが書いてあるんです。その扱いがね。

○山沢委員長

時間も参りましたので、ありがとうございました。

本日本日予定しておりました協議事項は全て終わりました。進行に御協力ありがとうございました。

4 閉 会

○村上課長

委員長もおっしゃっていましたが、この後、一旦修正したものを、各委員の皆様にもメールでお送りして確認を取っていただきます。それで完全に完成をさせて、9月中旬に知事に提出、これは委員長に提出いただきます。その後に9月県会にこの報告書を提出ということでございます。

7月から、本当に1か月大変短い期間で、様々な作業や委員会を通じた熱心な議論をいただきまして、大変ありがとうございました。

今年3年で評価が終わりますが、これからますます県立大学は完成年度を迎え、そして卒業生が出て、大学院も設置するという非常に重要な時期になりますので、ぜひ評価結果、指摘されたことをしっかり大学とも共有して、教育のさらなる充実を図ってまいりたいと思っています。本当に皆さん、どうもありがとうございました。

○山沢委員長

御苦労さまでした。

○一同

ありがとうございました。

(了)